

第3章 通信

通信施設の優先利用に関する協定

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して秋田県知事と秋田県警察本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 38 年 7 月 1 日

秋田県知事 小 畑 勇二郎

秋田県警察本部長 勝 田 俊 男

第 1 秋田県知事が、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察で専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第 2 秋田県知事が法第 57 条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線電信とする。

第 3 秋田県知事が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、秋田県警察本部長が指定した通信統制官等（別添「通信統制官等の指定について」参照）に対して次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第 4 通信統制官等は、当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等を参酌して決定するものとする。

第 5 秋田県知事は、法第 55 条の規定に基づく通知または要請を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官等として指定された秋田県警察本部生活安全部地域課長に連絡しておくものとする。

第 6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則 本協定は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

非常災害時における臨機の措置

非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、下記による臨機の措置を行うことが認められています。

記

1 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

(1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（当該非常災害による被害の復旧のための措置を実施する必要がある場合は、その措置が終了するまでの期間を含む。）において、当該期間中に限り使用するものであるとき。

(2) 通信の内容が次の一に該当するものであるとき。

ア 非常通信（新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の收拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。）

イ 電波法施行規則第37条第26号から第30号まで及び第32号に規定する通信

ウ 非常通信に準ずる重要通信（電気通信業務用及び防災関係機関（災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。）の防災関係業務用の通信を含む。）

2 東北総合通信局において臨機の措置を行うことができる範囲は、すべての無線局について、次に掲げるものです。

- (1) 予備免許及び免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所（移動するものにあつては、移動範囲）の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更
- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定の変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

3 臨機の措置の手続きは、次のとおりです。

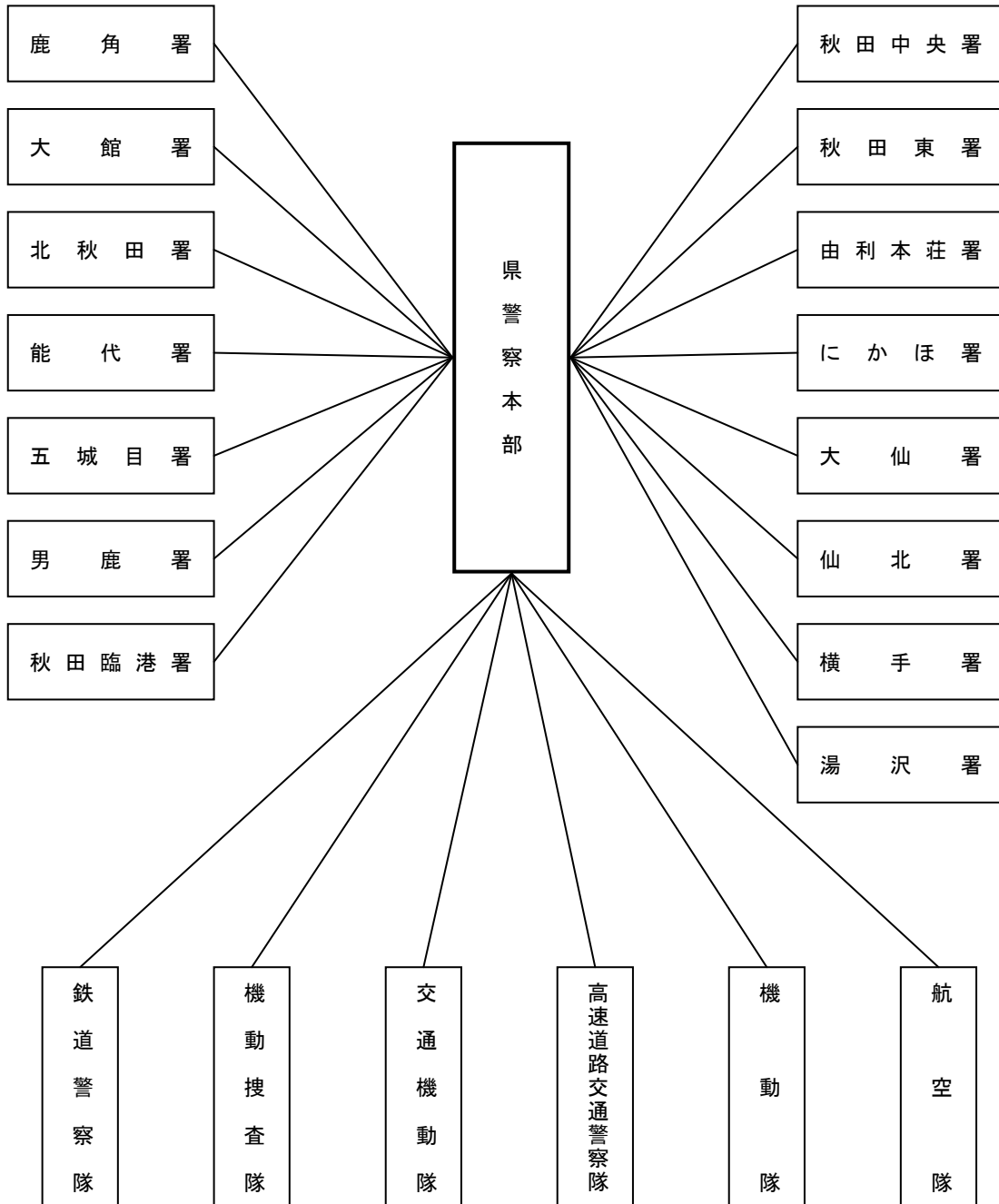
- (1) 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は、後刻可及的速やかに提出することが必要です。
- (2) 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は、所定の申請書等の提出を待って遡及処理されます。

資料番号 3-3

〔県警察本部、東北地方整備局、東北電力、県総務部 総合防災課〕

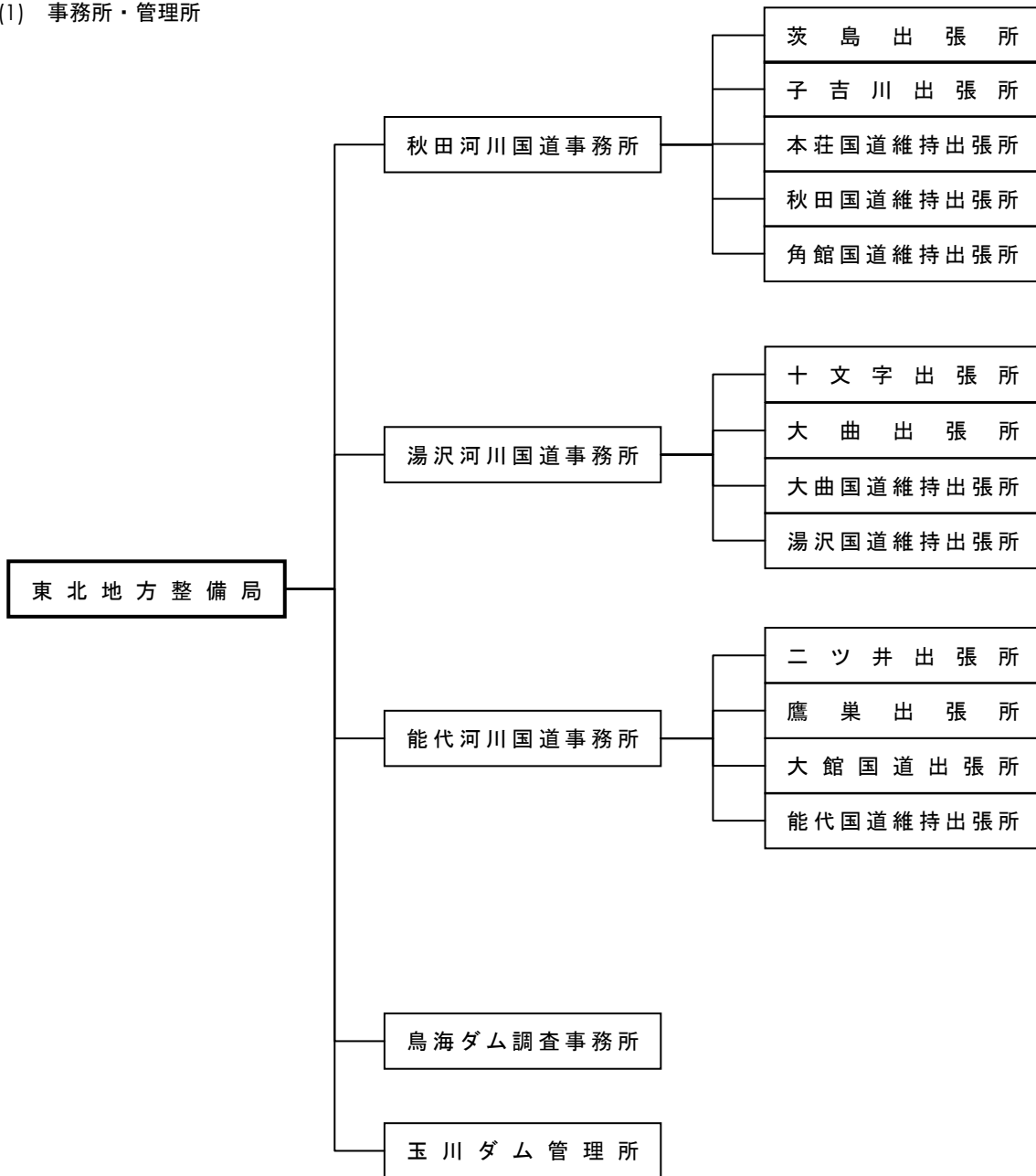
防災関係機関の無線通信網

1 県警察本部

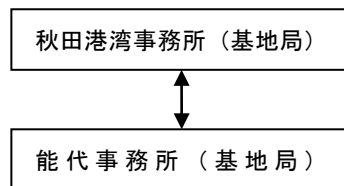


2 東北地方整備局

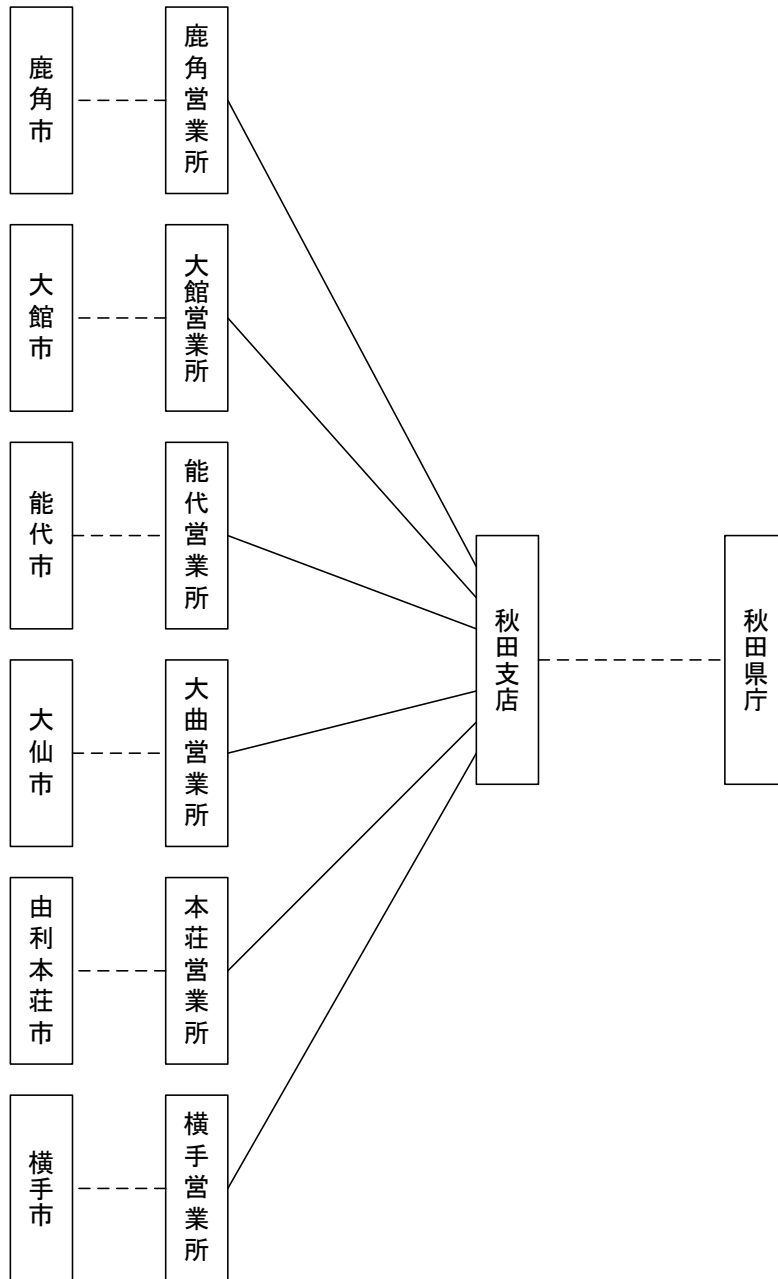
(1) 事務所・管理所



(2) 秋田港湾事務所



3 東北電力

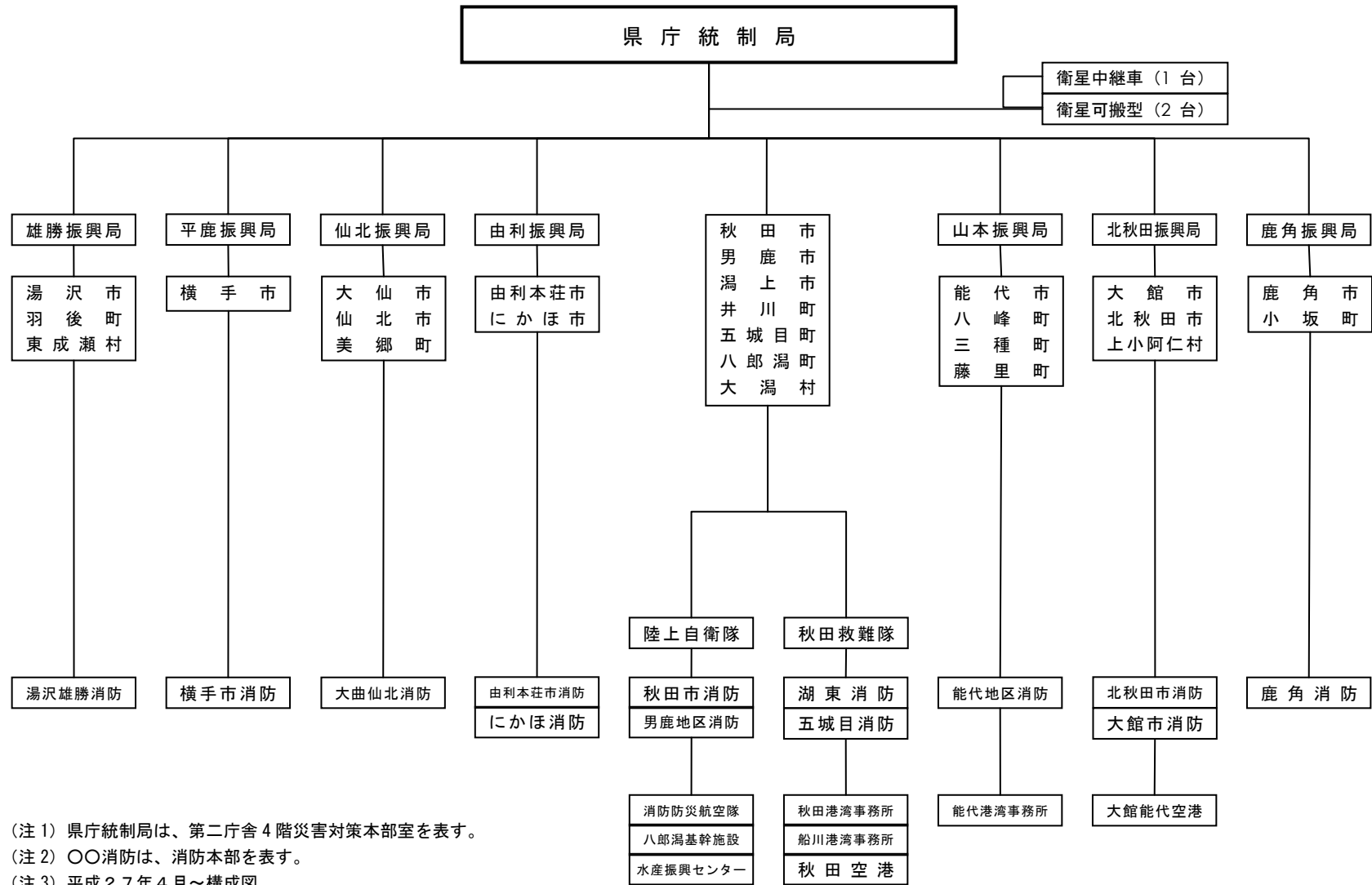


凡例

—— :伝達文を電力回線でFAX送受信

----- :伝達文を使送で授受

秋田県総合防災情報システム構成図



(注1) 県庁統制局は、第二庁舎4階災害対策本部室を表す。
 (注2) ○○消防は、消防本部を表す。
 (注3) 平成27年4月～構成図